（指定の変更）

第三十一条　農林水産大臣は、指定に係る特定農林水産物等について、締約国の同等制度において第二十三条第二項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかが変更された場合には、当該指定を変更しなければならない。

2　第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第二十九条までの規定（前項の規定による指定の変更に係る事項が農林水産省令で定める軽微なものである場合にあっては、第二十五条及び第二十七条の規定を除く。）は、同項の規定による指定の変更について準用する。この場合において、第二十四条中「前条第二項各号に掲げる事項」とあるのは「指定番号、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項のうち変更に係るもの」と、第二十七条第一項中「指定対象特定農林水産物等に」とあるのは「第二十四条の規定による公示に係る特定農林水産物等に」と、「指定対象特定農林水産物等の」とあるのは「特定農林水産物等の」と、同条第二項中「指定対象特定農林水産物等」とあるのは「第二十四条の規定による公示に係る特定農林水産物等」と、第二十八条第一項中「第二十四条から前条まで」とあるのは前項の規定による指定の変更に係る事項が当該農林水産省令で定める軽微なものである場合以外の場合にあっては「第二十四条、第二十五条及び前条」と、同項の規定による指定の変更に係る事項が当該農林水産省令で定める軽微なものである場合にあっては「第二十四条」と、同条第二項中「次に掲げる」とあるのは「指定番号、変更の年月日、変更に係る事項その他農林水産省令で定める」と、第二十九条第一項中「指定対象特定農林水産物等」とあるのは「第二十四条の規定による公示に係る特定農林水産物等」と読み替えるものとする。

（指定の取消し）

第三十二条　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、指定の全部又は一部を取り消すことができる。

一　指定に係る特定農林水産物等の名称が第二十九条第一項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。

二　第二十九条第二項に規定する商標権者又は専用使用権者が同項に規定する承諾を撤回したとき。

2　第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定は、前項（第一号に係る部分に限る。）の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第二十四条中「前条第二項各号に掲げる事項」とあるのは「指定番号、取消しをしようとする理由」と、第二十七条第一項中「指定対象特定農林水産物等について第二十九条第一項第一号に掲げる場合に該当するかどうか並びに当該指定対象特定農林水産物等」とあるのは「第二十四条の規定による公示に係る特定農林水産物等」と、「同項第二号イ及びロ」とあるのは「第三十二条第一項第一号（第二十九条第一項第二号イに係る部分に限る。）」と、同条第二項中「指定対象特定農林水産物等」とあるのは「第二十四条の規定による公示に係る特定農林水産物等」と、「第二十九条第一項第一号（第二十九条第一項第二号ハに係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

3　農林水産大臣は、第一項の規定による指定の全部又は一部の取消しをしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の一部改正）

第十一条　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律

目次中「・第四条」を「―第六条」に、「第五条―第八条」を「第七条―第十条」に、「第九条―第十一条」を「第十一条―第十三条」に改める。

第一条中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）」を「経済連携協定」に、「オーストラリア税関当局」を「締約国の税関当局」に改める。

第二条第五号中「オーストラリアに」を「締約国に」に、「オーストラリア税関当局」を「当該締約国の税関当局」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「オーストラリア」を「政令で定める経済連携協定の締約国」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「オーストラリアに」を「締約国に」に、「オーストラリア税関当局」を「当該締約国の税関当局」に、「オーストラリア協定第三・十六条」を「経済連携協定」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「オーストラリアに」を「締約国に」に、「オーストラリア協定第三・二条」を「経済連携協定」に改め、「本邦の」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号中「オーストラリア税関当局」を「締約国の税関当局」に、「オーストラリアの」を「締約国（我が国を除く。以下同じ。）の」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　経済連携協定　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であって、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。

二　締約国　経済連携協定の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）をいう。

第三条第一項中「、オーストラリア税関当局」を「、政令で定める経済連携協定の締約国の税関当局」に改め、同項第一号中「オーストラリア税関当局」を「当該締約国の税関当局」に改め、同項第二号中「オーストラリア」を「当該締約国」に改め、同項第五号中「オーストラリア税関当局」を「当該締約国の税関当局」に改める。

第十一条を第十三条とする。

第十条中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十一条とし、第三章中第八条を第十条とし、第五条から第七条までを二条ずつ繰り下げる。

第四条第一項中「オーストラリアに」を「締約国に」に、「五年間」を「政令で定める期間」に改め、同項ただし書中「オーストラリア」を「当該締約国」に改め、同条第二項中「オーストラリアに」を「第二条第六号の政令で定める経済連携協定の締約国に」に、「五年間」を「政令で定める期間」に改め、同項ただし書中「オーストラリア」を「当該締約国」に改め、第二章中同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定原産品でなかったこと等の通知）

第六条　本邦から政令で定める経済連携協定の締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者は、当該特定原産品申告書を作成した日以後政令で定める期間内において、次の各号に掲げる事実を知ったときは、当該特定原産品申告書を交付し、又は提供した相手方及び当該締約国の税関当局に対し、遅滞なく、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該特定原産品申告書を当該締約国の関税の譲許の便益の適用を受けるための申告の用に供しないこととなったときは、この限りでない。

一　当該特定原産品申告書に係る申告原産品が特定原産品でなかったこと　その旨及び特定原産品でなかったとする理由

二　前号に掲げるもののほか、当該特定原産品申告書の記載に誤り（誤記その他これに類する明白な誤りであって当該特定原産品申告書の内容の正確性に影響を及ぼすおそれがないと認めるものを除く。）があったこと　その旨及び修正後の記載内容

三　当該特定原産品申告書に記載された事項に変更があったこと　その旨及び当該変更の内容